



特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 神戸市東灘区向洋町東三丁目 17 番地

大本紙料株式会社

氏名

代表取締役 大本 知昭

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 14 条の 4 第 1 項 の許可を受けた者であることを証する

神戸市長



許可の年月日 令和 4 年 4 月 11 日

許可の有効年月日 令和 9 年 4 月 10 日

1 事業の範囲

(積替え・保管を含む)

- ①廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)
- ②廃酸 (pH2.0 以下のもの又はアルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、ホウシム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チホベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、グアイキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- ③廃アルカリ (pH12.5 以上のもの又はアルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、ホウシム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チホベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、グアイキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

以上 3 種類

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

積替え・保管場所：神戸市東灘区向洋町東二丁目 4 番 面積：8.1m² 保管上限：5.0m³

積替えを行う産業廃棄物の種類：上記事業範囲（積替え・保管を含む）の①～③ 以上 3 種類

3 許可の条件 特になし

4 許可の更新又は変更の状況

平成14年4月11日 新規許可

平成24年4月11日 更新許可

平成19年4月11日 更新許可

平成29年4月11日 更新許可

平成22年4月21日 変更届

令和4年4月11日 更新許可

5 規則第 10 条の 12 第 2 項の規定による許可証の提出の有無 (無)